

## 運転免許証の経路更新手続きについて

経路更新とは	○ 住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新手続きです。 (例 免許証の住所が東京都の方が、東京都の住所のまま、秋田県の運転免許センターで更新手続きを行う場合です。)	
手続きできる方	○ <b>優良運転者に該当する方</b> ただし、次の方は、優良運転者であっても更新申請ができません。 ※ 免許に身体条件に応じた条件を付与された方 (眼鏡等、補聴器条件を除く。) ※ 申請時に住所変更等、記載事項変更の届出や再交付申請を同時に行う方	
手続きできる期間	免許証の有効期間が満了する <b>誕生日の1か月前から誕生日までの間</b> (誕生日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合はその前日まで)  (例) <b>4月1日が誕生日の方</b> <b>3月1日 (1か月前) ~ 4月1日 (誕生日)</b>	
経路地別	<b>秋田県以外の住所の方が秋田県を経由して申請する場合</b>	<b>秋田県の住所の方が、他都道府県を経由して申請する場合</b>
受付時間等	<b>秋田県運転免許センター</b>  月曜日から金曜日 ※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は 手続きができません。  午前 8 : 3 0 ~ 9 : 3 0 午後 1 : 0 0 ~ 1 : 5 0	<b>申請(経路)する都道府県にお問い合わせください</b>
交付	約 3 週間後	約 3 週間後
必要なもの	○ 運転免許証 ○ 更新連絡書 (はがき等) ※ ない場合でも手続きはできます。 ○ <b>申請用写真 1 枚</b> (詳細は <b>写真の基準</b> をご覧ください) ○ 高齢者講習終了証明書等 (更新期間が満了する日の年齢が <b>70歳以上</b> のかた)	○ 運転免許証 ○ 更新連絡書 (はがき) ※ ない場合でも手続きはできます。 ○ <b>申請用写真 1 枚</b> (詳細は <b>写真の基準</b> をご覧ください) ○ 高齢者講習終了証明書等 (更新期間が満了する日の年齢が <b>70歳以上</b> のかた)
手数料	更新手数料 2,550円 <b>住所地の収入証紙、納入済通知書等</b> が必要になります。 (都道府県ごとに納入方法等が異なりますので、必ず住所地の免許センター等にお問い合わせください。)	更新手数料 2,550円 <b>秋田県の収入証紙</b> が必要になります。(秋田県の免許センター、警察署の交通安全協会等で販売しています。) ※ 3,000円分の証紙等、手数料額を超過する証紙では受付できませんので、ちょうど2,550円分の証紙をご用意ください。
	講習手数料 500円 (優良講習の方)	講習手数料 500円 (優良講習の方)
	経路手数料 550円	経路手数料 550円
	※ 新しい免許証の郵送を希望する場合は、手数料 (2,000円程度) が別途必要になります。 ※ 新しい免許証を直接受領を希望する方は、事前に住所地の免許センター等にお問い合わせください。	
その他	○ 経路申請をした公安委員会が行う更新時講習 (優良講習または高齢者講習) を受けることができます。	

お問い合わせ先  
**運転免許センター TEL 018-824-3738**  
 または最寄りの警察署 (免許受付) まで